

別表

日常生活用具給付（貸与）種目

種目	品目	対象者（者）	対象者（児・者）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの（※1）	—	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	—	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの（※1）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	5年	70,000

			係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの(※1)				
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)難病患者等にあっては、自力で排尿できないもの(※1)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級であって、常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの 難病患者等に	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	尿が自動的に吸引されるもので、重度障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000

			あつては、自力で排尿できないもの（※1）				
入浴担架	下肢若しくは体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級若しくは2級であつて、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	重度障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	重度障害児等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400	
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に	介助者が重度障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	重度障害児等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000	

		難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの（※1）	係るものに限る。）の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、寝たきりの状態にあるもの（※1）				
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能障害のあるもの（※1）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であって原則として3歳以上のもの 難病患者等に	介護者が重度障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	介護者が重度障害児等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000	

			あつては、下肢 又は体幹機能 障害のあるも の（※1）				
訓練いす	—		身体障害者手 帳の交付を受 けた児童であ つて、当該手帳 に身体上の障 害（下肢若しく は体幹機能障 害に係るもの に限る。）の程 度が1級若し くは2級であ るものとして 記載されてい るもので、原則 として3歳以 上のもの又は 同程度の障害 （※1）を有す る難病患者等。	—	原則として付 属のテーブル をつけるもの とする。	5年	33,100
訓練用ベ ッド	—		身体障害者手 帳の交付を受 けた児童であ つて、当該手帳 に身体上の障 害（下肢又は体	—	腕又は脚の訓 練ができる器 具を備えたも の	8年	159,200

			幹機能障害に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のものの難病患者等にあっては、下肢又は体幹機能に障害があるもの(※1)				
	カーシート	体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であつて、障害等級2級以上のもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	—	重度障害者等が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの	—	3年	50,000
自立	入浴補助	下肢又は体幹	下肢又は体幹	入浴時の移動、入浴時の移動、		5年	90,000

生活 支援 用具	用具	機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの 難病患者等にあっては、入浴に介助を要するもの（※1）	機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のも 難病患者等にあっては、入浴に介助を要するもの（※1）	座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、重度障害者等又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、重度障害児等又は介助者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等にあっては、常時介護を要するもの（※1）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、常時	重度障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	重度障害児等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	29,800

			介護を要するもの（※1）				
	頭部保護帽	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの若しくは身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるも	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160

			の又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等				
T字状・棒状のつえ	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	重度障害者等が容易に使用し得るもの	重度障害児等が容易に使用し得るもの	3年	3,000	
移動・移乗支援用具	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有し、かつ、家庭内の移動等において介助を必要とするもの又は同程度の障	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害に限	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000	

	害（※1）を有する難病患者等	る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	ア 重度障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	ア 重度障害児等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具		
特殊便器	上肢障害2級以上 難病患者等にあっては、上肢機能に障害のあるもの（※1）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であ	重度障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	重度障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを	8年	151,200

			<p>って、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、上肢機能に障害のあるもの（※1）</p>		除く。		
火災警報器	<p>障害等級2級以上であり、かつ、火災発生感知若しくは避難が著しく困難な障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>		8年	15,500

			当該手帳に身体上の障害の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知若しくは避難が著しく困難なもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等				
	自動消火器	障害等級2級以上であり、かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者 難病患者等にあっては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（※1）のみの世帯及びこれに準ず	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

		る世帯	害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災発生の感知又は避難が著しく困難なもの 難病患者等にあっては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等（※1）のみの世帯及びこれに準ずる世帯				
	電磁調理器	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度であつて18歳以上のもの又は同程	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	知的障害者等が容易に使用し得るもの	6年	41,000

			度の障害（※1）を有する難病患者等				
歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	視覚障害2級 以上又は同程 度の障害（※1）を有する難病患者等		視覚障害2級 以上であって 原則として学 齡児以上のも の又は同程度 の障害（※1） を有する難病 患者等	視覚障害者等 が容易に使用 し得るもの	視覚障害児等 が容易に使用 しうるもの	5年	7,000
聴覚障害 者用屋内 信号装置	聴覚障害2級 以上又は同程 度の障害（※1）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	—	—	音、声音等を視 覚、触覚等によ り知覚できる もの	—	5年	87,400
視覚障害 者用音声 I C タグ レコーダ ー	視覚障害2級 以上である者 又は同程度の 障害（※1）を 有する難病患 者等		視覚障害2級 以上であって 原則として学 齡児以上であ るもの又は同 程度の障害（※1）を有する難病患者等	視力に障害を 有する者の物 の識別を容易 にする製品で あって、I C タ グその他の識 別情報を無線 等により読み 取り、当該識別 情報とあらか	視力に障害を 有する者の物 の識別を容易 にする製品で あって、I C タ グその他の識 別情報を無線 等により読み 取り、当該識別 情報とあらか	5年	59,800

				<p>じめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>じめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する器機であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、視覚障害児等が容易に使用し得るもの</p>		
車いす (貸与)	<p>下肢機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、下肢用の義肢・装具（以下「装具等」という。）を使用しており、それらの修理が必要なものの又は同程度</p>	<p>下肢機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、装具等を使用しており、それらの修理が必要なものの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>重度障害者等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの</p>	<p>重度障害児等が装具等を修理する間の移動を可能とするもの</p>	<p>装具等の修理に要する期間</p>	<p>介護保険単価</p>	

		の障害（※1） を有する難病 患者等					
	地震防災 用具	障害等級4級 以上の障害者 であって地震 発災時の安全 確保が困難で あり、若しくは 避難生活に支 障が生じるも の又は同程度 の障害（※1） を有する難病 患者等	児童相談所若 しくは知的障 害者更生相談 所において知 的障害児・者と して判定され 障害の程度が 重度であり、若 しくは最重度 であるもの及 び障害等級4 級以上の障害 児であって、地 震発災時の安 全確保が困難 であり、若しく は避難生活に 支障が生じる もの又は同程 度の障害（※ 1）を有する難 病患者等の	地震発災時若 しくは避難中 に重度障害者 等が容易に使 用しうるもの 又は地震発災 時に重度障害 者等の安全を 確保する機能 を有し、次に掲 げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュッ ク ・その他障害に 関する専門的 な知識や技術 を要する防災 用具であって、 一般的に普及 していないもの	地震発災時若 しくは避難中 に重度障害児 者が容易に使 用しうるもの 又は地震発災 時に重度障害 児者の安全を 確保する機能 を有し、次に掲 げるもの ・防災用ベスト ・防災用リュッ ク ・その他障害に 関する専門的 な知識や技術 を要する防災 用具であって、 一般的に普及 していないもの	5年	・防災用ベ スト：5,000 ・防災用リュ ック：7,000 ・その他： 50,000
在宅 療養 等支 援用	透析液加 温器	腎臓機能障害 3級以上で自 己連続携行式 腹膜灌流法（C	身体障害者手 帳の交付を受 けた児童であ って、当該手帳	透析液を加温 し、一定温度に 保つもの	透析液を加温 し、一定温度に 保つもの	5年	51,500

具		APD)による透析療法を行うもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	に身体上の障害(腎臓機能障害に限る。)の程度が1級若しくは3級であって原則として3歳以上のもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等				
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの(※1) 難病患者等にあっては、呼吸機能に障害があるもの(※1)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、呼吸	重度障害者等が容易に使用し得るもの	重度障害児等が容易に使用し得るもの	5年	36,000

			機能に障害のあるもの（※1）				
電気式た ん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの 難病患者等にあっては、呼吸機能に障害があるもの（※1）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの 難病患者等にあっては、呼吸機能に障害があるもの（※1）	重度障害者等が容易に使用し得るもの	重度障害児等が容易に使用し得るもの	5年	56,400	
吸引器・ ネブライ ザー両用 器	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者であって、必要	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障	重度障害者等が容易に使用し得るもの	重度障害児等が容易に使用し得るもの	5年	69,000	

		と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの若しくは同程度の身体障害児であつて必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等				
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	重度障害者等が容易に使用し得るもの	—	10年	17,000
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級若しくは2級であつて原則として学齢児以上の	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	重障害児等が容易に使用し得るもの	5年	9,000

			もの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）				
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	—	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	18,000
障害者用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（日常生活上必要と認められる世帯）	—	—	視覚障害者等が容易に使用し得るもの		5年	15,000
パルスオキシメーター	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の障	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の障	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の障	脈拍数及び経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、重度障	脈拍数及び経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、重度障	5年	42,000 (呼吸状態

		害を有する者 であって、在宅 酸素療法を行 っている、又は 人工呼吸器を 装着している もの（呼吸器又 は心臓機能障 害以外の場合 は医師が必要 と認めた者） 難病患者等に あつては、人工 呼吸器の装着 が必要なもの （※1）	害を有する児 であって、在宅 酸素療法を行 っている、又は 人工呼吸器を 装着している もの（呼吸器又 は心臓機能障 害以外の場合 は医師が必要 と認めたもの） 難病患者等に あつては、人工 呼吸器の装着 が必要なもの （※1）	害者等が容易 に使用できる もの 難病患者等に あつては、真に 必要と認める 場合に限り、呼 吸状態を継続 的にモニタリ ングすること が可能な機能 を有するもの で、難病患者等 が容易に使用 できるもの	害児等及び介 護者が容易に 使用できるも の 難病患者等に あつては、真に 必要と認める 場合に限り、呼 吸状態を継続 的にモニタリ ングすること が可能な機能 を有するもの で、難病患者等 が容易に使用 できるもの	を継続的に モニタリン グすること が可能な機 能を有する ものにあつ ては、 157,500円)
情 報・ 意思 疎通 支援 用具	携帯用会 話補助装 置	音声機能若し くは言語機能 障害者若しく は肢体不自由 者であつて、発 声・発語に著し い障害を有す るもの又は同 程度の障害（※ 1）を有する難 病患者等	音声機能若し くは言語機能 障害児若しく は肢体不自由 児であつて、発 声・発語に著し い障害を有す るもので原則 として学齢児 以上のもの又 は同程度の障 害（※1）を有 する難病患者	携帯式で、こと ばを音声又は 文章に変換す る機能を有し、 重度障害者等 が容易に使用 し得るもの	携帯式で、こと ばを音声又は 文章に変換す る機能を有し、 重度障害児等 が容易に使用 し得るもの	5年 98,800

			等				
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上若しくは上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の身体障害者であつて、必要と認められるもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害(視覚障害若しくは上肢機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの若しくは脳原性運動機能障害(上肢機能障害に限る。)のものであつて、必要と認められるもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であつて、重度障害者等が容易に使用し得るもの	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するに当たり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であつて、重度障害児等が容易に使用し得るもの	4年	150,000	
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であつて、必要と認められるもの又は同程度の障害(※1)を有す	—	コンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を展示等により示すことのでき	—	6年	383,500	

		る難病患者等		るもの			
点字器		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	10,400
点字タイプライター		視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等（本人が就労し、若しくは就学している、又は就労が見込まれる者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級若しくは2級又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等であって、原則として就学若しくは就労をしている、又は就労が見込まれるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	視覚障害児等が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレ		視覚障害2級以上又は同程度の障害（※	身体障害者手帳の交付を受けた児童であ	音声等により操作ボタンの知覚又は認識	音声等により操作ボタンの知覚又は認識	6年	85,000

<p>コーダー</p>	<p>1)を有する難病患者等</p>	<p>って、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等</p>	<p>ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児等が容易に使用し得るもの</p>		
<p>視覚障害者用活字文書読上げ装置</p>	<p>視覚障害2級以上又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児等が容易に使用し得るもの</p>	<p>6年</p>	<p>99,800</p>

		(※1)を有する難病患者等					
視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	視覚障害2級以上又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害(※1)を有する難病患者等	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	6年	4,980	
視覚障害者用読書器	視覚障害者又は同等と認められる難病患者等(※1)であって、本装置により読書が可能になるもの	視覚障害児又は同等と認められる難病患者等(※1)であって、本装置により読書が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文	8年	198,000	

				字として認識し、音声信号に変換して、出力する機能を有するもので、重度障害者等が容易に使用できるもの	字として認識し、音声信号に変換して、出力する機能を有するもので、重度障害児等が容易に使用できるもの		
視覚障害者用小型拡大読書器	視覚障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	視覚障害児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの	5年	29,800	
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	5年	13,300	
視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害児等が容易に使	5年	29,000	

		害（視覚障害に限る。）の程度が1級若しくは2級であるものとして記載されているもので、原則として学齡児以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	用し得るもの	用し得るもの		
聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	聴覚障害者若しくは発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齡児以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、重度障害者等が容易に使用できるもの	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、重度障害者等が容易に使用できるもの	5年	25,000
聴覚障害	聴覚障害者若	聴覚障害者若	通信回線に接	通信回線に接	5年	71,000

<p>者用映像型通信装置</p>	<p>しくは発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>しくは発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>続することに より、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、重度障害者等が容易に使用できるもの</p>	<p>続することに より、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であって、重度障害児等が容易に使用できるもの</p>		
<p>聴覚障害者用情報受信装置</p>	<p>聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、</p>	<p>6年</p>	<p>88,900</p>

				聴覚障害者等 が容易に使用 し得るもの	聴覚障害児等 が容易に使用 し得るもの		
人工喉頭	音声機能障害 者等、本装置に より発声が可能 になる者	音声機能障害 児等、本装置に より発声が可能 になるもの	呼気によりゴ ム等の膜を振 動させ、ビニー ル等の管を通 じて音源を口 腔内に導き構 音化するもの 又は顎下部等 に当てた電動 板を駆動させ 経皮的に音源 を口腔内に導 き構音化する もの	呼気によりゴ ム等の膜を振 動させ、ビニー ル等の管を通 じて音源を口 腔内に導き構 音化するもの 又は顎下部等 に当てた電動 板を駆動させ 経皮的に音源 を口腔内に導 き構音化する もの	5年	70,100	
埋込型人 工咽頭用 人工鼻※ 2	音声機能障害 者等であって、 常時埋込型の 人口咽頭を使 用するもの	音声機能障害 児等であって、 常時埋込型の 人口咽頭を使 用するもの	発生が可能と なる機器であ り、重度障害者 等又は介助者 が容易に使用 し得るもの	発生が可能と なる機器であ り、重度障害児 等又は介助者 が容易に使用 し得るもの	—	23,760 (月額)	
福祉電話	難聴者若しく は外出困難な 身体障害者(原 則として2級 以上)であっ て、コミュニケ	—	重度障害者等 が容易に使用 し得るもの		6年	40,000	

		ーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等					
	視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字若しくは音訳によっている視覚障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	主に、情報の入手を点字、大活字若しくは音訳によっている視覚障害児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	点字により作成された図書、大活字図書又はDAISY図書（雑誌等は除く。）であり、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。	点字により作成された図書、大活字図書又はDAISY図書（雑誌等は除く。）であり、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等を一括して購入しなければならないものを除く。		一般図書価格との差額相当額
	人工内耳用電池	聴覚障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を	聴覚障害児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を	人工内耳用電池等で、次のいずれかとする。人工内耳用ボタン電	人工内耳用電池等で、次のいずれかとする。人工内耳用ボタン電	充電器：3年 充電電池：1年	ボタン電池：2,500（月額） 充電器：28,080 充電電池：

		装用しているもの	装用しているもの	池イ 人工内耳用充電器及び充電池	池イ 人工内耳用充電器及び充電池		17,280
排泄管理 支援 用具	ストーマ装具	ストーマ造設者	ストーマ造設者	重度障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	重度障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	19,900
	収尿器	高度の排尿機能障害者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	高度の排尿機能障害のある児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	重度障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	重度障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	8,500
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便・排尿機能障害者若しくは脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	高度の排便・排尿機能障害のある児若しくは脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な児又は同程度の障害（※1）を有する難病患者等	重度障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	重度障害児等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	12,000

※1：難病等による障害により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける程度

※2：令和2年9月1日から健康保険適用となっているため、健康保険が優先されることを説明の上対応すること。